

祭神 大己貴命

相殿 奴奈川姬命 事代主命

創祀年月詳ならず、舊編嶽明神ともいふ(越後名寄、神祇志料に「居多神社、今居多濱村岩戸浦山の半腹に在り、居多明神といふ、傳へて北海擁護の神也とす、蓋大己貴神を祭る、按北國紀行云、此神は神功皇后の韓國を伐ち給ふ時より北海擁護神たりとみえ、盛衰記に緒形惟義が先は、日向と豊後の間なる嶽嶽明神にして、其祖を大太夫、大彌太、大彌次、大六、大七といふ由を記し、三輪の神の故事を載せたり、此は緒形氏三輪の神裔にて大神姓なる故に、世々其姓の一字を名に負ひしものと見ゆるに、居多と氣多と音相近く、氣多神は大己貴命を祭ると云ひ傳へたるに、今又居多神を土人は嶽嶽明神とも云ふを北國旅行の説に合せて、彼征韓の時、三輪神の威靈を顯し給へる事をも思ひ奉るに土人の傳説極めて縁あり」と、然るに本社に傳ふる舊記等には、嶽嶽の名なし、尤も古來流布の書に、居多神社は鳥居の額に「うはたけ明神」とあり、之に依りて、里人の傳に、昔丹後の由良港の人買舟、今町にて岩城判官の土女安壽姫津知保丸を買ひ取り行きけるが、乳母たけといふ女之を追ひ來て、舟の沖に離るゝを見、一念毒蛇となりて海中に飛び入りぬ、即その靈を祀りしものなり(越後土産家苞)ともいへど、俗説に過ぎず、清和天皇貞觀三年八月二日從五位上より從四位下に進められ(三代實錄)、醍醐天皇延喜の制小社に列す、頸城郡十三座の一なり(延喜式)、相傳ふ北朝光明天皇貞和年中社地陥没せしかば、鳥居を南方の高地に引く、天正六年上杉輝虎没して後、神主貞盛家盛上杉氏に背きしかば、社頗悉く沒收せらる(式社考證)、後陽成天皇慶長十六年九月幕府より朱印地百石の寄進あり、孝明天皇慶應二

年山崩れの爲社殿を解きて神官宅地内に遷し暫く此に奉齋せり、明治五年五月郷社に列し、同六年五月縣社に昇格す、同年八幡村八幡宮の相殿に合祀せしが、同十二年舊地の南に社殿新築成りて遺座あり、もと境内に天神社、八幡社、稻荷社、八坂社、諏訪社、大間神社の六社ありしが、應慶二年解除以來未だ再建に及はず、境内二千八百八十二坪(民有地第二種)、本殿、拜殿、祭舎其他兩軒舎、廊下、神饌所、社務所等を備ふ、西南に岩戸といふ岩窟あり、建御名方命、降誕の神蹟なりといふ、中に大日如來の神像を安置す、又胎内くまりといふが佳なり、寶物としては多く古簡を收藏す、就中居多神社四至古圖一卷、元和四年三月十七日右地圖の添狀一通、應永三十二年二月九日性景神事下知狀一卷、貞和三年十一月十六日沙彌居多神社修造國宣下知狀、觀應二年八月十三日憲顯寄進狀一卷、永享十一年十一月七日性景寄進坪付一卷、慶長四年二月二十一日堀秀治寄進狀一通、元和二年七月十九日横田甚右衛門外連書禁制一通、慶長十六年九月十九日松平筑後守外連書寺領寄進添書一通、同年同月同日大石見守寄進狀一通、永祿三年五月上杉家禁制一通等とす。

例 祭 日 四月十一日
會計法適用 明治四十二年二月十九日
指定年月日 告示第五十五號

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月三十一日
指定年月日 縣令第五十六號
氏子戸數 二十六戸
崇敬者員數 三千戸

○新潟縣 越後國 岩船郡 岩船町 大字 岩船